

交第1号議案

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月18日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（横浜市営交通経営審議会）

第12条 交通事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、法第14条の規定に基づき、管理者の附属機関として、横浜市営交通経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、管理者が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 3 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

交通事業管理者の附属機関として横浜市営交通経営審議会を設置するため、横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市交通事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（横浜市営交通経営審議会）

第12条 交通事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、法第14条の規定に基づき、管理者の附属機関として、横浜市営交通経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、管理者が任命する委員5人以内をもって組織する。

3 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

（委任）

第13条 （本文省略）
第12条